

指定給水装置工事事業者指定の更新について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が施行されました。この法改正により、指定の有効期限が5年間になったことから、指定給水装置工事事業者におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。

記

1. 指定更新制について

(1) 現在の指定の有効期限

これまでの制度で指定を受けた事業者は、指定を受けた年月日によって、更新までの有効期限が定められておりますので、有効期限内で更新手続きを行って下さい。

指定を受けた日	有効期限
① H19.4.1 から H25.3.31 までの間	R5.9.29
② H25.4.1 から R1.9.30 までの間	R6.9.29

(2) 更新手数料 10,000円

- (3) 更新時提出書類
- ・様式第1、2、3、7、8、9号、機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

- (4) 更新時確認事項
- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
 - ・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
 - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- (5) 事業者情報の公表 更新した事業者の情報(上記(5)の更新時確認事項)を公表します。(ただし、公表を可とした事業者のみとします)